

ぎふセンターだより

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市数田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011
URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



2023年夏

No. 82



ご挨拶

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県料理生活衛生同業組合理事長)

平井 良樹

日頃は、行政当局を始めとする関係機関の皆様、各生活衛生同業組合並びに各企業の皆様には、当指導センターの事業推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3年以上続いた新型コロナウイルスへの危機対応が、本年5月8日感染症法上の分類が2類から5類に移行されたことにより、多方面の制約が解除され社会は平時にもどりつつあります。最近、県内各地の観光地のにぎわいもどった、これまで自粛されていた「祭り・イベント」が再開されるようになったなどのニュースも聞くようになりました。また、先頃、政府が発表した「5月の月例経済報告のまとめ」によると景気の基調判断を「緩やかに回復している」に引き上げました。「緩やかに回復」という表現が使われるのは、新型コロナの感染が拡大する前の2020年2月以来、3年3か月ぶりとのことだそうです。景気は回復傾向にあるようですが、コロナ禍で、特に、厳しい環境下に置かれた我々生衛業に携わる者にとって、今後更なる社会経済活動が活性化することに期待するものです。

こうした中、コロナ禍によって、人々のライフスタイルや価値観、消費者の行動が大きく変化し、社会や企業においてDXの機運が高まるなど経営レベルで新たな潮流が生まれています。本格的な「アフターコロナ」の時代を迎えるに当たり、これらに対応するため、生衛業の経営の「あり方」や「サービス内容」について、新たな取り組みを展開していく必要があると考えます。

当指導センターとしましては、令和5年度におきましても感染予防対策への取り組みと生衛業の景気回復、振興の両立を目指し、情報の提供と経営相談を始め、融資や補助金等の公的支援メニューに対する相談窓口を開設し、多くの県内生衛業者の皆様への支援を行うとともに、公益法人としての社会的信用の確保に努め、行政当局、各団体・関係機関、各生衛組合の皆様方の御協力をいただきながら生衛業界の発展に尽力していく所存でありますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度

生活衛生営業関係 職員録

岐阜県健康福祉部

部長 丹藤 昌治
次長 渡辺 幸司
次長 浅井 克之
次長 松本 順志
次長 伊藤 正憲

(生活衛生課)

課長 佐橋 勝己
住宅宿泊事業対策監 長野 照久
食品安全推進室長 安江 智雄

(衛生指導係)

衛生指導係長 酒井 貴志
主任技師 舩中 莊太
主事 栗本 昇子

日本政策金融公庫岐阜支店

支店長兼国民生活事業統轄 額 和人
国民生活事業副事業統轄 宮部 善傑
融資第一課長 山田 雅之
融資第二課長 藤井 秀樹
融資第三課長 谷藤 徹

同多治見支店

支店長兼国民生活事業統轄 林 弘二
融資課長 島居 健一郎

岐阜県生活衛生営業指導センター

理事兼事務局長 樋口 行但
事務局次長 大野 一俊
経営相談室長 川瀬 正敏
事務職員 山田 明美

令和5年度 生活衛生事業功労者の表彰

去る5月、岐阜市内のホテルパークにおいて、生活衛生事業功労者の表彰式が行われました。今年度表彰を受けられた方は次に記載の方々です。表彰式に引き続き、県指導センター理事会及び県連合会総会が開催され、令和4年度事業報告、決算報告等が承認されました。

令和5年度生活衛生事業功労表彰を受けられた方

栄えある御受賞おめでとうございます (敬称略)

岐阜県知事表彰(6名)

組合役員の一部	社交飲食業	伊藤 桂子 (岐阜市)	鮪 商	奥村 幸市 (土岐市)
組合員の部	クリーニング業	森脇十四郎 (岐阜市)	中華飲食業	本田 昇司 (郡上市)
	喫茶飲食	今井 隆治 (多治見市)	飲食	足立 武幸 (各務原市)

全国生活衛生同業組合中央会理事長感謝状(4名)

組合役員の一部	飲食	加賀江敏光 (高山市)
	理容	鈴木 義信 (恵那市)
	食肉	大前 進 (中津川市)
	鮪商	浅野 泰宏 (各務原市)



表彰状を授与される受賞者の方

岐阜県生活衛生同業組合連合会長表彰(6名)

クリーニング業	伊藤 玲子 (岐阜市)	安田明知哲 (大垣市)
飲食	河村 芳行 (岐阜市)	古川 和美 (関市)
鮪商	市川 一幸 (土岐市)	船坂 和弘 (高山市)

岐阜県生活衛生営業指導センターから

令和5年度 事業計画の概要

県指導センターとしては、生衛業の経営健全化及び振興を通じ、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者、消費者の利益の擁護に資するため、次の各種事業を積極的に推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により先を見通せない不安の中、まだまだ、厳しい営業環境にある生衛業者への支援体制を構築し事業を推進していきます。

事業遂行にあたっては、生活衛生関係行政機関の指導を受けながら、全国生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合(生衛組合)及び日本政策金融公庫との連携を密にして、事業展開していきます。

主な推進事業

○研修講習事業

・経営特別相談員研修会

知事から委嘱を受け、経営に関する指導等を行う経営特別相談員に対する資質の向上を図るため、研修会を開催します。

・経営特別相談員養成講習会

新たに経営特別相談員として推薦のあった方々に対し、経営特別相談員の基礎的知識を修得するための養成講習会を開催します。

○相談指導事業

・生活衛生関係窓口相談事業

県指導センター内に相談窓口を置き、生衛業者、利用者・消費者等からの相談に応じます。

*通常の窓口相談に加え、生衛業者への国、県が実施する経済諸施策に対応した相談会を随時開催します。

・地区生活衛生営業相談指導事業

地域に密着した相談指導窓口として、県内4地区(西濃、中濃、恵那、飛騨)に「移動相談室」を開設し、地域の生衛業者の経営相談に応じます。

*上記の4地区の「移動相談室」においても、生衛業者への国、県が実施する経済諸施策に対応した相談に応じます。

・税務相談等事業

納税又は申告の時期に合わせて、税理士等専門家を派遣し、県内の7税務署管内(岐阜北、岐阜南、大垣、関、多治見、中津川、高山)で、生衛業者向けの無料税務相談会を実施します。

○消費者コールセンター事業

消費者・利用者が安心して生衛業のサービスを利用できる環境を整備して生活衛生関係分野の質の向上を図るため、学識経験者、消費者代表、事業者団体等で構成する検討会議を開催し、消費者への適切な相談体制の構築を図ります。

○後継者育成支援事業

生活衛生営業の経営者の高齢化、後継者難といった課題に対処するため、若年者の生衛業に対する職業観の醸成と就業意識の向上を図り、もって生衛業界全体の後継者育成に繋げることを目的として、インターンシップ制度を活用した事業を実施します。

○標準営業約款登録事業

理容、美容、クリーニング、一般飲食店営業の標準営業約款登録（Sマーク）の促進や利用者に対して登録店の利用広報を行います。

○クリーニング師研修及び業務従事者講習事業

法律に基づく知事の指定のクリーニング師研修会・業務従事者講習会を開催します。

- ・第1型研修（県内3会場で開催予定）
- ・第2型講習（年1回開催）

○情報提供・広報事業

生活衛生に関する情報を広く一般に提供し、消費者や利用者の利便を図るとともに、事業者に対しては、生活衛生水準の向上や安定した経営のための有益な情報提供を行います。また、新型コロナウイルスに関する情報を機関紙「ぎふセンターだより」、県指導センターホームページ等を通じて積極的に発信していきます。

・機関紙「ぎふセンターだより」等の発刊

年2回発行し、生衛業関係者、行政機関、関係団体・機関等に配布します。

また、「指導センター及び生衛組合の認知度向上パンフレット」を活用し、生衛業関係者、行政、一般の方に、指導センターの役割、組合加盟店の取組み等広く周知・紹介し、生衛業の振興及び組合加入促進に繋がります。

・県指導センターホームページの活用

当センターのホームページを活用し、生衛業関係者を始め、広く一般の方に生活衛生関連情報を提供します。

○各種調査事業

生衛業の健全な育成と融資制度の充実等に資する基礎資料を得るため、関係生衛組合の協力を得ながら必要な調査を実施します。

- ・生衛業経営状況調査
- ・生衛業景気動向等調査ほか

生衛業の皆さまへ

「融資・助成金等利用の地区相談会」のご案内

県指導センターでは、コロナ禍における公的支援策等の活用を通じた事業継続・経営再建支援を目的に、**無料の「融資・支援策利用・経営」**等に関する相談会を開催します。

（相談内容）

- ・融資（設備・運転資金） ・各種支援策の利用・申請等（持続化補助金、業務改善助成金等）
- ・デジタル化対応相談（デジタル活用、IT導入補助金等） ・事業承継に関する相談
- ・税制活用相談（中小企業投資促進税制、インボイス制度等） ・コロナ禍におけるその他経営相談

*相談は、当指導センター指導員、経営コンサルタント、税理士、日本政策金融公庫職員等が担当します。

なお、日本政策金融公庫職員については、9月の総合庁舎のみの融資相談となります。

*相談は事前予約が必要ですので、電話、又はFAXで当指導センターあてご予約ください。

*申込書は、当指導センターのホームページに掲載していますので、ご利用ください。

【県総合庁舎会場】

	西濃総合庁舎		中濃総合庁舎		恵那総合庁舎		飛騨総合庁舎	
	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場
	大垣市江崎町 422-3		美濃市生櫛 1612-2		恵那市長島町正家後田 1067-71		高山市上岡本町 7-468	
	0584-73-1111		0575-33-4011		0573-26-1111		0577-33-1111	
8月	22日(火)	1-1会議室	8日(火)	1北会議室	1日(火)	5C会議室	17日(木)	厚生1 会議室
9月	26日(火)		12日(火)		5日(火)		21日(木)	
10月	26日(木)		10日(火)		5日(木)		19日(木)	

【岐阜会場】県シンクタンク庁舎（岐阜市藪田南5-14-12）

	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場
	8月	2日(水)	3-1会議室	9日(水)	3-1会議室	16日(水)	3-1会議室	23日(水)
30日(水)								
9月	6日(水)	3-1会議室	20日(水)	3-1会議室	27日(水)	3-1会議室		
10月	4日(水)		11日(水)		18日(水)		25日(水)	3-1会議室

消費者コールセンター事業 連絡会議を開催

平成25年度から、消費者からの苦情相談や、営業者の消費者対応について、適正に処理する体制を構築するため、関係者による連絡会議を開催しています。

今回は、クリーニング業に関する苦情相談について、一般消費者代表、行政機関（県生活衛生課、県民生活相談センター）及びクリーニング業組合役員の出席のもと、本年2月に協議会が行われました。



消費者問題について協議を行う関係者

最初に、県民生活相談センターから、消費生活相談窓口は、県3カ所（OKB ふれあい会館、可茂県事務所、飛騨県事務所）と各市町村に1カ所設置している。消費者相談状況について、令和4年度については、65歳以上の高齢者からの相談が依然として多く、商品・サービス別では、架空請求や化粧品購入が多い。コロナ禍による生活様式の変化、ネット環境の普及等もあり、通信販売による苦情相談が多くなっているとの説明がありました。

県生活衛生課からは、保健所に寄せられたクリーニング業に関する相談事例について紹介があり、内容は、「保健所のクリーニング所への指導対応」「無届の仮設店舗での営業」「コインランドリーの排水」「クリーニング業に該当するかどうか」等です。クリーニング業者は、クリーニング業法第三条に「営業者の責務」についての規定があり、遵守していただきたいとの説明がありました。

クリーニング業組合からは、苦情・クレームの9割が非組合員店に対するものである。非組合員店であるので、組合としては指導できない。組合員店であれば、適切に対応・指導させていただくと伝えても、理解が得られず、何度も入電があり、その都度、怒られ、長時間の電話対応を強いられているのが現状であるとの意見を述べられました。

クリーニングの苦情は、解決ができない厄介な事例が多いため、本連絡会議としてもより一層の情報を共有して対応して行く必要があります。

総じて、消費者相談やクレーム等の事例に対しては、指導センター、行政機関、県民生活相談センター及び関係組合が情報やノウハウを共有することで、ト

ラブルの未然防止に繋がり、もって、消費者の信頼を得ることができるものと期待されます。

県知事委嘱の 「経営特別相談員」誕生

「生活衛生営業経営特別相談員」は、県内の生衛組合からの推薦により岐阜県知事から委嘱された方々で、営業の近代化、合理化を促進して業界の健全な発展向上を図るため、特に経営、生活衛生貸付等の面において、身近な相談指導を行っています。

令和5年2月に養成講習会が開催され、新たに3名の方に委嘱されることとなり、令和5年4月1日付けで岐阜県知事から委嘱状が交付されました。今後の皆さんの御活躍を期待します。



養成講習会を受講されている新任特別相談員の方々

◎新任の経営特別相談員は次の方々です よろしくお祈いします

旅館ホテル	市川 祥子（恵那市）
飲食	高木 伸基（岐阜市）
態商	田中 経久（各務原市）

●特相員研修会開催のお知らせ

令和5年度の「経営特別相談員研修会」を下記のとおり開催します。詳細は、後日組合より御案内がありますので、特相員の方は是非御参加願います。

今年度も、2会場で開催しますので、都合のよい会場で研修を受けてください。

○日時：9月13日（水）10：30～15：40

・場所：岐阜市湊町 ホテルパーク

○日時：10月17日（火）10：30～15：40

・場所：高山市西之一色町 高山グリーンホテル

○主な研修内容

- ・経営の近代化・合理化に関する科目
- ・収益力向上施策に関する科目
- ・公庫融資に関する科目 等

*研修内容は2会場とも同じ内容で実施します。

クリーニング師研修会等の開催

クリーニング師及びクリーニング業に従事する方は、「クリーニング業法」により3年に1度知事の指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。今年度も、岐阜県知事の指定を受けて当指導センターで研修・講習を開催します。

令和4年度～6年度までの第12クールの研修・講習では、次のポイントを中心にクリーニング業界が消費者から求められている諸問題を取り上げ詳しく解説します。
(主なポイント)

- ①クリーニング問題の発生原因やトラブル防止のポイント
- ②クリーニング業における感染症対策について
- ③注意したい素材の事故防止対策やウェットクリーニング、ドライクリーニングについて
- ④SDGsの対応方法やプラスチック資源循環促進法の対応方法について



クリーニング師研修会の様子（令和4年度岐阜会場）

今年度のクリーニング師研修は、次のとおり県内3会場（岐阜・高山・多治見）で開催します。安心・安全を求める利用者や消費者の信頼を確保するためにも、必ず研修・講習を受講しましょう。

研修・講習を受講終了された方には、修了証書、修了済ステッカーが交付されます。このステッカーは、新しい知識を習得し、サービスの向上を図っているお店の証です。

令和5年度クリーニング師研修会の予定

	開催場所	開催日
岐阜地区	OKB ふれあい会館 302 会議室	12月 3日(日)
東濃地区	東濃西部総合庁舎 大会議室	11月24日(金)
飛騨地区	飛騨総合庁舎 大会議室	10月27日(金)

この研修、講習についての詳細は、当指導センターまでお尋ねください。

ぎふ生衛組合活性化塾の開催

生衛組合の将来を担う若手組合員、リーダー、後継

者、事務局職員等を対象に生衛法、生衛組合、生衛業界の現状と課題を学び議論する研修会を令和5年1月に、岐阜大学サテライトキャンパスで開催しました。



ぎふ生衛組合活性化塾の様子

最初に、滋賀県生活衛生営業指導センター専務理事谷本義廣様から「生活衛生同業組合の活性化」について、次の2点を重点として講義を受けました。

1点目として、生衛組合の存在意義と価値については、「生衛法」の法案提出時の理由に集約されており、国が業界の自主的組織である組合を通じて、衛生基準の保持、サービスと生活衛生の向上を図ろうとしたもので、ここに生衛組合の存在意義と価値がある。また、仮に生衛組合がなくなったらどうなるかについて具体的事例を挙げて話され、改めて組合のありがたさを実感したところでした。

2点目として、生衛組合の組織強化と活性化については、組合が「かけがえのない組織」であるという意識改革の徹底と組合リーダーによる率先垂範した事業や組織強化策の推進が肝要である。組織強化は、一にも二にもリーダーの双肩にかかっていると説明されました。

続いて、県内の生衛組合の活性化に向けての取り組みとして、最初に、岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合の河村青年部長様から、現在行っている「旅館ホテル青年部」の取り組みについて、続いて、岐阜県料理生活衛生同業組合の平井理事長様から「集客力UP事業」「DXを活用したHACCPの記録自動化による作業効率の向上」の取り組みについての活動報告がありました。

その後、研修参加者を交えた意見交換会を実施しました。意見交換に先立ちコメンテーターの全国生活衛生営業指導センターの桑原様から本県の事例発表を踏まえて「組合は、自主的組織であり、業界代表としての活動を展開し、組合員を守り、地域社会を守る・社会貢献をすることが重要である。また、行政に対する要望活動は組合を挙げて実施し、その結果をマスコミ報道、情報発信をすることが必要です。何より組合員間のコミュニケーションが必要である。」とのコメントを頂きました。

参加者からは、「生衛組合の存在意義を再確認した。組合の役割を理解し、組合活動をしていきたい。」等の意見があり、実りのある研修会となりました。

「喫茶」「和食」「洋食」は全国第1位!

～統計から見た 岐阜の「外食」の動向～

この度、総務省「家計調査」の令和4年調査結果がまとまり、令和2年から令和4年までの3力年平均の県庁所在市等の主要都市別順位が発表されました。この結果によると、全国的に「外食」全般にわたり年間の支出額が前年調査に引き続き減少傾向にあります。これは、依然として、コロナ禍による影響が大きいものと思われます。

なお、最新の岐阜市の主な外食消費動向は次のとおりです。

- 「和食」「洋食」は、前年と同様**1位**で、「すし」は前年と同様**2位**となっています。
- 「喫茶」は、前年同様**1位**を保持しています。「中華食」は、前年2位から**1位**となりました。
- 「外食合計」では、前年4位から**2位**となりました。
- 飲食で馴染み深い、そば・うどん、中華そば等の麺類や飲酒関係は、下表のとおりです。
 - ・「日本そば・うどん」は、前年6位から**5位**に、「中華そば」は、前年の23位から**19位**となっています。
 - ・「飲酒代」については、前年38位から**28位**となっています。



●外食関係の年間支出（最近の動向）●

単位：円

期間	外食合計		和食		洋食	
	H31～R3平均	R2～R4平均	H31～R3平均	R2～R4平均	H31～R3平均	R2～R4平均
1位	東京都 212,373	東京都 192,437	岐阜市 38,875	岐阜市 39,596	岐阜市 16,101	岐阜市 16,258
2位	名古屋市 185,876	岐阜市 179,978	佐賀市 33,329	佐賀市 29,260	札幌市 15,761	東京都 13,765
3位	さいたま市 183,531	名古屋市 177,784	名古屋市 30,533	名古屋市 28,983	水戸市 15,678	札幌市 13,480
4位	岐阜市 183,251	さいたま市 171,154	金沢市 28,902	高松市 28,707	宇都宮市 14,893	宇都宮市 13,295
5位	川崎市 181,871	川崎市 163,736	高松市 28,880	金沢市 28,476	名古屋市 14,642	名古屋市 12,962
6位	金沢市 179,504	金沢市 162,286	福井市 25,709	東京都 24,023	横浜市 14,549	水戸市 12,913
7位	横浜市 160,728	千葉市 153,032	東京都 25,144	富山市 23,105	川崎市 14,509	横浜市 12,888
8位	千葉市 158,373	神戸市 152,874	川崎市 24,147	川崎市 22,790	東京都 14,470	川崎市 12,554
9位	福岡市 157,566	大津市 152,779	大阪市 23,806	静岡県 22,105	金沢市 13,230	静岡県 12,042
10位	高知市 155,224	横浜市 149,267	津市 23,261	宇都宮市 21,692	さいたま市 12,834	前橋市 11,701
	全国 144,022	全国 134,268	全国 19,716	全国 19,108	全国 9,794	全国 9,064

期間	すし(外食)		中華食		喫茶代	
	H31～R3平均	R2～R4平均	H31～R3平均	R2～R4平均	H31～R3平均	R2～R4平均
1位	金沢市 21,255	金沢市 20,614	静岡県 6,690	岐阜市 7,403	岐阜市 12,921	岐阜市 13,589
2位	岐阜市 19,959	岐阜市 19,047	岐阜市 6,561	神戸市 7,027	東京都 10,957	名古屋市 10,512
3位	高知市 18,331	静岡市 18,210	横浜市 6,518	東京都 6,370	名古屋市 10,320	東京都 9,711
4位	福井市 17,755	札幌市 17,825	東京都 6,319	横浜市 5,960	川崎市 9,358	横浜市 8,581
5位	山形市 17,678	高知市 17,816	名古屋市 6,073	川崎市 5,813	神戸市 8,848	神戸市 8,559
6位	静岡市 17,537	山形市 16,279	川崎市 6,023	静岡県 5,751	横浜市 8,589	川崎市 8,390
7位	甲府市 17,036	東京都 15,669	大阪市 5,427	堺市 5,458	さいたま市 7,714	さいたま市 8,183
8位	札幌市 16,906	富山市 15,483	千葉市 5,252	名古屋市 5,158	京都市 7,397	大津市 7,708
9位	富山市 16,228	川崎市 15,360	神戸市 5,099	大阪市 5,096	堺市 7,371	京都市 7,549
10位	名古屋市 16,224	名古屋市 15,340	京都市 5,087	京都市 4,973	奈良市 7,316	堺市 7,334
	全国 13,620	全国 13,397	全国 4,179	全国 3,953	全国 6,522	全国 6,421

期間	日本そば・うどん		中華そば		飲酒代	
	H31～R3平均	R2～R4平均	H31～R3平均	R2～R4平均	H31～R3平均	R2～R4平均
1位	高松市 13,595	高松市 13,319	山形市 13,531	山形市 13,096	高知市 21,254	東京都 15,734
2位	静岡市 8,188	静岡市 8,019	新潟市 12,687	新潟市 12,562	東京都 20,656	高知市 14,211
3位	山形市 7,591	前橋市 7,317	青森市 9,508	仙台市 9,775	長野市 17,439	川崎市 11,122
4位	前橋市 7,261	山形市 7,305	仙台市 9,333	宇都宮市 9,717	川崎市 16,758	静岡市 10,745
5位	佐賀市 7,181	岐阜市 7,054	宇都宮市 9,273	青森市 9,501	熊本市 16,614	相模原市 10,541
6位	岐阜市 7,174	宇都宮市 6,663	金沢市 9,079	秋田市 8,835	さいたま市 15,318	松江市 10,498
7位	さいたま市 7,070	松江市 6,580	秋田市 8,927	福島市 8,251	松江市 15,214	長野市 10,267
8位	松江市 6,972	名古屋市 6,542				
9位	金沢市 6,887	佐賀市 6,454	(23位)	(19位)	(38位)	(28位)
10位	宇都宮市 6,886	金沢市 6,441	岐阜市 6,526	岐阜市 6,779	岐阜市 9,630	岐阜市 6,898
	全国 5,474	全国 5,260	全国 6,137	全国 5,891	全国 11,358	全国 7,757

組合だより



理容組合

● Sマーク啓発用「ポケットカレンダー」の作成

岐阜県理容生活衛生同業組合では、9割以上の組合員が標準営業約款制度（Sマーク）に加入しています。

Sマークを啓発するために、毎年、県組合独自の「ポケットカレンダー」を作成しています。Sマーク加入店には、もれなく100部配布しています。また、追加希望者には、販売しています。「Sマーク」のついた「ポケットカレンダー」をお客様にお配りすることにより、店舗の休業日をご案内するとともに、お店が「安全・安心・清潔」に努めていることをお知らせすることができ、今後もこの活動を継続実施していきます。



岐阜県理容生活衛生同業組合 安全・安心の目印[Sマーク]
http://www.gifu-riyo.sakura.ne.jp (以財岐阜県生活衛生営業指導センター)



公衆浴場業組合

● 一般公衆浴場（昔ながらの銭湯）の必要性

一般公衆浴場は、令和5年4月1日より、入浴料金（12歳以上）が40円値上げされ、500円となりました。銭湯には一般公衆浴場とその他公衆浴場があり、一般公衆浴場（昔ながらの銭湯）とスーパー銭湯や温浴施設は法的に分けられています。一般公衆浴場は、現在でも物価統制令による料金（上限）が定められています。これは、銭湯が国民の公衆衛生上必要なものであり、風呂の設備がない家庭（岐阜県では2%程・4万人ほど）もあり、病院と同じように、エッセンシャルワーカーとして必要な業態と考えられているからです。

毎年、県の経営実態調査（定点）があります。県はこの調査データを基に銭湯の経営状況を把握されています。組合からの要望や消費税の税率改正等があり、入浴料金の値上げが必要な場合、県知事から審議会に入浴料金値上げの諮問が行われます。

先頃、2月28日開催の審議会答申を受け、県から冒頭文の上限額に改定する旨告示されました。組合要望の大人500円を承認いただいたところです。この内容は岐阜県のホームページに公開されています。

入浴料金の値上げについては、この時点で、東京都・神奈川県に続き3県目となり、報道各社からも大きく取り上げられました。その後愛知県も500円（4月1日から）が承認され、現在に至っています。

銭湯の数は、全国的に激減しており、岐阜県は現在組合数14軒となってしまいました。銭湯の立地は、大抵の場合、メインストリートではなく、一本裏の通りに位置し、100～150坪位の面積です。都市部の居住人口が減少すると、多くの銭湯は駐車場へと様変わりしています。施設の老朽化と後継者不足、今回の燃料高騰により、更に拍車がかかってしまいました。

入浴は、体を清潔に保つのは勿論の事、ゆったりの湯船に浸かり、身心ともにリフレッシュします。健康維持には大変大切な役割を担っています。昨今、若者で銭湯をやってみたいと言う人もぼちぼち出て見えました。この銭湯という日本の文化を守りながら、エッセンシャルワーカーとして、今後も踏ん張っていきます。



岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合
1010.gifu.com



クリーニング業組合

● 収益力向上に向けての講習会の実施

岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合では、「収益力向上に向けたセミナー」を令和5年5月28日に、OKBふれあい会館にて開催しました。



講習会の様子

テーマは「アフターコロナ・消費者が私達に何を求めているのか?」と題し、「NPO法人日本繊維商品めんてなんす研究会理事長 中村美和子様」を講師にお迎えし講演を賜りました。

ウイズコロナ時代、3年間に起きた変化と新しい日常。経費の高騰、消費者の変化、価値観の変化、時代にあったプロを目指そう等です。今客数減・点数

減の中で売上を確保するために、私たちが出来る事について、大変有意義な講話をしていただきました。

今回は組合加入促進活動もあり、参加者は組合員店の方以外に、組合未加盟店の方も参加募集しました。

結果出席者31名中7名が組合未加盟店の方でした。

今後も組合員皆様の為になるセミナーの開催、加入促進へ繋げる活動も続けていきたいと考えております。



喫茶飲食組合

●特殊詐欺被害を防ぐ活動報告書の作成

岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合では、高齢者を特殊詐欺・ニセ電話詐欺から守るため、岐阜県警察本部とコラボして、「特殊詐欺防止セミナー」を県内の組合加入19店舗で開催しました。今般、本事業の実施結果を活動報告書として作成しました。

セミナー参加者は、各地区管内警察署員からの寸劇を交えながらの最近の「ニセ電話による詐欺事例」説明を受けた後、実際に防犯機能付き電話により実体験をしました。

普段から行き慣れた喫茶店で、コーヒーを飲みながら楽な気持ちでセミナーを受けることができ、参加者の理解もより一層深まり、特殊詐欺防止被害の未然防止対策に大いに役立つものと期待されます。



飲食組合

●来店客数増加キャンペーンの実施

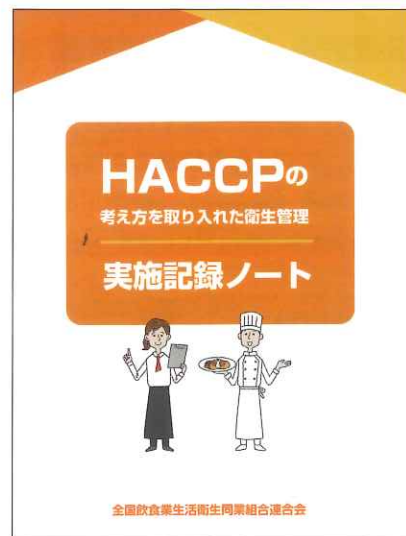
岐阜県飲食生活衛生同業組合では、組合員店舗を支援するために、全国飲食生活衛生同業組合連合会が令和4年度に実施した標記のキャンペーンについて、積極的なPRを行いました。本事業はコロナ禍で外食頻度が下がっていたものをこのキャンペーンの実施により、外食頻度を上げて、組合加盟店舗を利用する機会を増やすことを目的に計画されたものです。具体的な内容は、組合加盟店舗を利用したお客様にLINE

とQRコードを使って抽選でデジタルギフト（最大で1万円分のポイントが3万人）が当たるものです。デジタルなので、発送費用・保管等が不要で運営にかかわる店舗側の負担や個人情報扱うリスクからも無縁です。本事業の実施で組合加盟店舗への来店促進に繋がったと思います。このことを受けて、本事業は令和5年度においても実施する予定です。



●HACCPの考え方を取り入れた衛生管理「実施記録ノート」の無料配布

岐阜県飲食生活衛生同業組合では、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理「実施記録ノート」を組合員全員に無料配布しています。令和3年6月から、食品を扱う全事業者に対してHACCPへの取り組みが義務化されています。当組合としては、この「実施記録ノート」を活用して組合各店舗が適切な衛生管理をされるよう期待するものです。



旅館ホテル組合

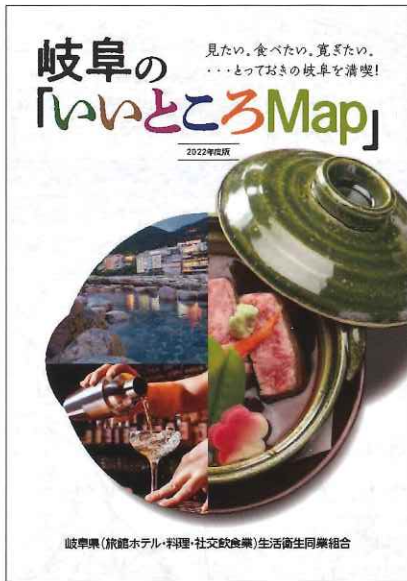
●DX化に取り組むモデル事業の実施

岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合では、厚生労

働省補助金事業を活用して、DX化に取り組むモデル事業を展開します。今年度は、県内20施設を対象に、LINEWORKSを利用して、国、県などからの情報を瞬時にスマホへ送信する試みをします。

この試みにより、郵便代など経費の削減が期待されます。また、Withコロナ対策として、岐阜県への誘客を図るため、令和4年度事業で作成した「岐阜のいいところマップ」も旅行会社や道の駅などに配布できるようにこの事業で増刷を進めます。

*「岐阜のいいところマップ」は、当組合、県料理組合、県社交飲食業組合との連携事業として作成しました。



料理組合

● HACCP システム導入に向けて IT 活用による効率化向上と収益力向上事業

岐阜県料理生活衛生同業組合では、厚生労働省補助金事業を活用して、人材不足解消や生産性向上を図るため、HACCP 対応に向けた DX 化のモデル事業を展開します。

今年度は、県内30施設を対象に、冷蔵庫の温度管理など HACCP のデータ管理を DX 化する試みをします。

この試みにより、データ管理忘れなどがなくなり、人材不足の解消と生産性向上に繋がることが期待されます。



社交飲食業組合

● 「岐阜のいいところマップ」の配布

岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合では、厚生労働省補助金事業を活用し、With コロナ後の岐阜県への誘客を図るため、「岐阜のいいところマップ」を旅行会社や道の駅などに配布できるようにこの事業で増刷を進めていきます。

また、次年度以降、このデータをデジタル化して、常に新しいデータを旅館、ホテル、料理組合など関係団体に提供できるように検討をしていきます。

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
Safety 安全であること **S**anitation 清潔であること **S**tandard 安心であること
 3つのSを約束します。

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちはSマークのお店です。
 主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 都道府県生活衛生営業指導センター

Sマークって何？詳しくはこちら

あの日が目に浮かぶ音楽がある

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと
 記憶に残るメロディや歌詞、心をふるわす音楽に出会った歓び、音楽とその思い出が未来へずっとつながるように。
 私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を生み出す皆様・作曲家などの創作活動をこれからもしっかりと支えています。

JASRAC

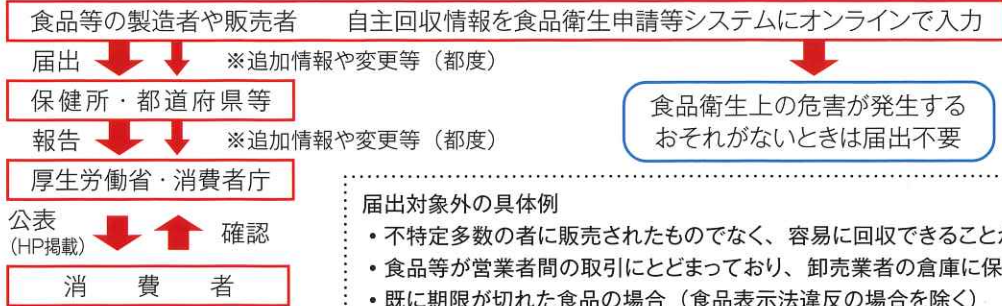
一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部
 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-24-30 名古屋三井ビル本館 13F
 TEL:052(583)7590 FAX:052(583)7594
<https://www.jasrac.or.jp>

県生活衛生課からのお知らせ

食品等の自主回収情報届出制度について

食品等事業者が食品等の自主回収を行った場合、**自主回収の内容を管轄の自治体に届け出ることが義務**付けられています。届出方法は原則、厚生労働省の食品衛生申請等システムを利用します。

届出から公表までの基本的な流れ



届出対象外の具体例

- ・不特定多数の者に販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
- ・食品等が営業者間の取引にとどまっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
- ・既に期限が切れた食品の場合（食品表示法違反の場合を除く）

■クラス分類

分類	食品衛生法	食品表示法
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合（腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、有毒魚や硬質異物の混入など）	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの（乳や卵などのアレルギー表示の欠落など）
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合（一般細菌数などの成分規格不適合の食品など）	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生可能性があるものであってCLASS Iに分類されないもの（保存方法や期限などの表示に違反があった場合など）
CLASS III	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合（添加物の使用基準違反など）	

日本政策金融公庫からのお知らせ

日本公庫からのご案内

日本公庫 **ダイレクト**

来店不要！
会員登録無料！

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

PCやスマホから手軽にサービスを利用！

日本公庫からのおすすめ情報をメールで取得できたり、各種証明書の発行、お取引状況の確認といったさまざまなサービスがご利用いただけます。



詳しくはWebサイトをご覧ください

🔍 日本公庫ダイレクト 🔍

検索

* お取引状況によっては、一部のサービスがご利用いただけない場合がございます。



LINE公式アカウント

経営の“プラス”になる情報やサービスをLINEでお届けします。ぜひ「友だち追加」をお願いいたします。



友だち追加はこちらから！

- 特徴 **1** 新着情報をお届け
- 特徴 **2** あなたにぴったりの情報が見つかる
- 特徴 **3** 各種サービスに簡単アクセス



生活衛生同業組合への加入について

○生活衛生同業組合は、お店の繁栄を図るために、いろいろな面でお役に立ちます。

○岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容業生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐阜浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	大塚 聖司
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	山岡 利安
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	黒田 優
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	森田 淳子
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	松岡 謙
 岐阜県鮪商生活衛生同業組合	509-7206	恵那市長島町久須見 1085-9 金寿司内	0573-25-7212 0573-25-7212	市川 幸昌
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえい NAVI



「せいえいNAVI」は、お使いのスマートフォンやタブレットで、生活衛生関係営業者にとって有益な各種情報を入手検索・受取りできる、簡単で便利なモバイルアプリです。

生活衛生関係営業に関する情報を検索、経営に関する先進的な事例の検索や参照、自店の経営診断などを行うことができます。

無料!

アプリをインストールしましょう
(QRコードからダウンロード)

対応機種/スマートフォン、タブレット OS / iOS(ver.13以上)、Android
インストールはAppストアまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。
※本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone版



Android版

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、又は経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

参考

最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円
●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：1億5,000万円以内～
7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置2年以内)
- 利率(年利) 設備：0.30%～
運転：0.67%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

無担保・無保証で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備資金、運転資金ともに1.07%
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
500万円を超える場合、「推せん書」が必要
- 借入限度額 設備：7,200万円以内～
4億8,000万円以内
- 返済期間 設備：13年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備：0.97%～
運転：対象外 (別制度の利用)
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター (TEL：058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合 (P.11の名簿参照)
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL：058-263-2136) 多治見支店 (TEL：0572-22-6341)



(注) ●利率は、令和5年7月3日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。
●借入限度額は、業種によって異なります。
●新型コロナウイルス関連の融資については、日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧ください。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。